平成２８年（フ）第６３号
北海道小樽市末広町２番４号、前住所北海道小樽市末広町10番５号
債務者　田澤　　希
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第６８号
宮城県名取市高柳字圭田309番地
債務者　橋浦きよみ
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２４２号
仙台市太白区八木山南１丁目11番地の17ピーコムライフ八木山、従前の住所仙台市太白区八木山弥生町15番19号
債務者　榎本千惠子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３１３号
千葉市中央区末広２丁目２番19号　末広サンフレアＢ一303号
債務者　平山喜美代
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３１４号
千葉市美浜区高洲４丁目５番１棟104号
債務者　石川　惠美
法定代理人成年後見人　石川　吉勝
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５７６号
千葉県市川市原木３丁目１番12―102号（ライトコート宅寿）
債務者　朝倉裕次郎
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２８５号
兵庫県高砂市伊保港町２丁目３番７号
債務者　西山　　薫
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２０１号
奈良県天理市西長柄町117番地　クリヨン天理Ｂ棟201号室
債務者　今中　　希
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第７３号
奈良県磯城郡田原本町大字八尾639番地の１セントレジス八尾101号室
債務者　**𠮷**之原雅子（旧姓水本）
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
鳥取県鳥取市叶301番地37
債務者　春山まゆみ
1　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４５３号
広島市安佐北区落合５丁目１―10　高陽中央病院内、住民票上の住所広島市安佐南区緑井３丁目29番44―105号
債務者　中村　辰己
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４５４号
広島市安佐南区緑井３丁目29番44―105号
債務者　中村　拓己
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４７号
広島県三原市城町２丁目14番２―703号
債務者　柳原　順子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第５５号
福岡県飯塚市菰田東２丁目20番36号
債務者　山田　政志
1　決定年月日時　平成28年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第２１７号
鹿児島県鹿児島市桜島藤野町1507番地１
債務者　中村百合香
1　決定年月日時　平成28年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１５号
沖縄県国頭郡本部町字豊原669番地１
債務者　神山きみ子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第１６号
沖縄県名護市字為又1194番地１　コンフォート為又６－Ｈ
債務者　玉城あゆみ
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第１７号
沖縄県名護市大北３丁目16番１－２－102号大北団地
債務者　玉城美津子（旧姓内間）
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
那覇地方裁判所名護支部